

議案第 55 号

取手市消防団条例の一部を改正する条例について

取手市消防団条例（平成 23 年条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削るとともに、取手市と藤代町との合併時に定めた条例上の消防団員の定員数と実際の団員数との間に差が生じていることから、当該定員数を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

取手市消防団条例の一部を改正する条例

取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>552人</u>とする。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第8条第1項の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1号<u>又は第3号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>649人</u>とする。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第8条第1項の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1号、<u>第2号又は第4号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。